

# 登録商標「かわきばな®」使用のガイドライン

## 1. 概略

本ガイドラインは、Hana Tutumi の所有する登録商標「かわきばな®」についての使用方法を示したものです。

また、登録商標であることを周知することにより「かわきばな」の普通名称化・慣用商標化を防止し、ひいては「かわきばな®」のブランド価値を高めることを目的としています。

## 2. 登録商標「かわきばな®」について

(1)「かわきばな®」は、Hana Tutumi の所有する登録商標です。(登録番号第 6129036 号)

(2)本商標は、以下の商品及びサービスについて登録を受けています。

商品

「花,生花の花輪,ドライフラワー,ドライフラワーの花輪」

役務(サービス)

「フラワーアレンジメントの教授,ドライフラワーのアレンジメントの教授」

なお、商品の具体例としては、「花、生花のブーケやアレンジメント、ドライフラワー、ドライフラワーのリースやスワッグ、ブーケ、アレンジメント」が含まれます。

## 3. 登録商標の表示

SNSやブログ、ホームページ、書籍、パンフレット等で、

(1)「かわきばな®」を使用した商品の説明や、

(2)「かわきばな®」について、もしくは、Hana Tutumiが扱う「かわきばな®」を使用した商品や講座の紹介等、

「かわきばな®」を使用する場合には、以下のルールを遵守して下さい。

### <商標の表記>

「かわきばな」が表記される箇所では必ず登録商標であることを示す「®」を付して、

「かわきばな®」と表記して下さい。

文中などで、「かわきばな」が表記される場合は、全ての箇所で「かわきばな®」として下さい。「®」の表示が出来ない場合は、「(R)」と表示することも可能です。

## <権利者の表記>

権利者を明確にするために、

**「かわきばな®」は Hana Tutumi の登録商標です。**

との権利者の表記をお願いします。

権利者の表記については、文末の一文にて記載があれば構いません。

## 4. 「かわきばな®」の使用の態様

「かわきばな®」の使用に当たっては、以下の態様をお願いします。

(1) ひらがなで「かわきばな®」として下さい。

→漢字、片仮名、ローマ字表記はしないで下さい。

(2) 「かわきばなの」と一連で表記して下さい。

→「かわきばな」「かわきばな」のような表記はしないで下さい。

(3) 縦書きでの表記もOKとします。

### 使用出来ない例

(1) 「乾きばな」・・・(漢字・漢字交じり)

(2) 「カワキバナ」・・・(片仮名)

(3) 「Kawakibana」・・・(ローマ字) (4) 「かわきばな」・・・(一連でない場合)

なお、「かわきばな®」を外国の方へ説明される目的や発音等を伝える目的で、

ローマ字・片仮名等を使用されることは構いません。

但し、「かわきばな®」を記載した上で、ローマ字・片仮名等を使用して下さい。ローマ字・片仮名には「R」は付さないで下さい。

## 5. かわきばなの説明について

「かわきばな®」をホームページ等で説明をされる場合には、以下の説明文としてください。

**「かわきばな®」は、Hana Tutumiオリジナルの手法で乾かした草花です。着色料や保存料を使用せず、草花それぞれの特性を活かして乾かしています。色や動きなど、草花本来の美しい姿をお伝えしています。**

上記以外の説明文を希望される場合は、必ず事前にHana Tutumi へご相談ください。

(\*)「かわきばな®」を使用した商品の販売、ワークショップ等の営利事業での使用をお考えの方へ

**営利事業での無断使用は堅くお断りします。**

**営利事業での使用をご希望の方は、Hana Tutumiまでご連絡下さい。**

なお、営利事業での「かわきばな®」の使用が可能な方は、下記の条件を満たした方になります。

- (1) Hana Tutumiの通年レッスン（1年間）を終了し、修了証書をお持ちの方
- (2) Hana Tutumiのレッスン「かわきばな暦」を終了し、修了証書をお持ちの方
- (3) Hana Tutumi のレッスン「セルフプロデュース」を終了し、修了証書をお持ちの方